

◎新潟県告示第921号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

神明町急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域

加茂市

神明町二丁目

3176番103 1号

大字上条字開ノ前

3176番75 2号から5号まで

3176番73 6号

神明町二丁目

3176番120 7号

3176番118 8号

3176番43 9号

3176番84 10号